

平成25年 第2回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、特別支援教育のさらなる推進について伺います。

平成24年2月から3月にかけて、文部科学省による全国の公立小中学校を対象に無作為抽出調査が行われ、6.5%の子供に発達障害の可能性があると分析されました。平成14年に行われた調査では、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合が6.3%でありました。

(1)、本市内の小中学校における発達障害と見られる子供の状況について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 本市では、発達障害の可能性のある児童・生徒の調査を実施しておりませんので、厳密に比較するデータはございません。本市における調査データはございませんが、市内の小中学校を巡回する教育センターの特別支援教育スーパーバイザー及び特別支援教育センターコーディネーターの相談件数は近年増加傾向にあり、通常の学級の中での特別支援教育のニーズは高まっていると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市の小中学校における特別支援教育に関する相談件数が近年増加傾向にあることと、特別支援教育のニーズが高まっていると考えておられるといった御答弁でございました。

(2)、本市における小中学校の特別支援教育の現状について。①、通常学級の現状について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 市教育委員会といたしましては、小中学校に特別支援教育指導補助員を配置するとともに、教育センター内にいる特別支援教育スーパーバイザー及び特別支援教育センターコーディネーターが各学校を巡回訪問し、支援を行っています。また、各小中学校に特別支援教育コーディネーターの教員を置き、校内委員会を定期的に開催し、組織的に、特別な配慮を必要とする児童・生徒への対応を行っています。

○ 17番（大久保もりひさ君） 特別支援教育指導補助員と特別支援教育のスーパーバイザーやセンターコーディネーターなどの配置や巡回などの対応について御答弁いただきましたが、その効果について御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 特別支援教育補助員の配置は、個別の配慮が必要な児童に対し、より丁寧な対応を行うことができます。また、特別支援教育スーパーバイザー及び特別支援教育センターコーディネーターについては、市内の学校から頼りにされ、個別指導計画の作成や校内委員会での助言、またいつでも学校から相談を受けるなど、市全体の特別支援教育の推進に重要な役割を果たしております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よくわかりました。

②、固定学級の現状について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 市内には、知的障害を対象とする特別支援学級が、小学校では稲城第三小学校・平尾小学校・長峰小学校の3校、中学校では稲城第一中学校1校に配置されております。また、情緒障害を対象とする特別支援学級が第一中学校1校に配置されております。各学級には特別支援学級介助員を配置するとともに、ことしから特別支援学級設置校長会を開催し、学校間の連携を図っているところです。

○ 17番（大久保もりひさ君） 特別支援学級設置校間の連携による効果について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現状では、特別支援学級間の連携は、指導方法や教材などの情報共有を初め、連合行事などの打ち合わせなども含まれておりまして、個に応じた指導や学級全体の活動や児童・生徒の指導に生かされるよう行われている現状でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

③、通級指導学級の現状について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 市内には、情緒障害の通級指導学級と言語障害の通級指導学級が向陽台小学校に設置されています。通級指導学級では、ソーシャルスキルやコミュニケーション、言語に関する自立活動などを中心に指導が行われております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 情緒障害学級と言語障害学級それぞれの現在の児童数と開設以来の増減の傾向について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成25年5月1日現在、向陽台小学校の情緒障害等通級指導学級には25人が、言語障害通級指導学級には23人が、それぞれ通級しております。情緒障害等通級指導学級につきましては、平成19年度の開設以後、増加傾向にありましたが、平成22年度の29人をピークに、その後は20人台で推移しております。一方、言語障害通級指導学級につきましては、平成20年度の開設以後、これまでのところ増加傾向が続いております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、向陽台小学校開設のころからずっと授業参観などもさせていただいておりますが、特に言語障害学級のほうは本当に爆発的にふえたという印象がございますし、情緒障害学級につきましても、恐らく新たな場所に設置すればもっとふえるのだろうと、そういうニーズの高さというものは日ごろからも感じておりますし、今の数字からもよくわかりました。

(3)、本市における小中学校の特別支援教育の課題について。①、通常学級の課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 通常の学級における特別支援教育の課題といたしましては、就学後、2年生や3年生で授業の理解が難しくなったり、周囲とのトラブルが発生したりする事例が見られ、就学前機関との十分な連携や、保護者に対する啓発の必要性を感じております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 幼稚園や保育園との十分な連携や保護者への啓発などの課題克服のための今後の取り組みについて伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 今年度から市発達支援センター「レスポーいなぎ」との連携を強め、就学前の保護者に加えて、幼稚園や保育園の担当の先生方も特別支援学級就学説明会にお招きして、共通理解と早期の支援に向けた充実を図っているところでございます。今後も市の特別支援教育の体制に対する一層の理解啓発に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

②、固定学級の課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 特別支援学級における特別支援教育の課題といたしましては、子供によっては、知的障害と情緒障害の重複が見られたり、小グループ指導にもなじめず個別の対応が必要な児童・生徒が見られ、現在、担任のほか、特別支援学級介助員を配置して対応しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 特別支援学級におきましては、固定学級も含め、児童・生徒一人一人の特性に応じた個別指導が可能となるように、周りの目や音を気にすることなく個別指導ができる第一中学校の6組のような個室を特別支援学級設置校に設置するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城第一中学校の自閉症・情緒障害の固定学級につきましては、従前特別教室であった部屋を改修し、2学級分の教室と相談室を整備したものでございます。特別な支援を必要とする子供の状況や場面に応じた対応が図れるよう、学級の開設に当たっては、教室のほか、プレイルームや、職員室の一角に面談スペースを設けるなど、設置校の施設のキャパシティーの中で工夫しながら対応しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 第三小学校の4組の授業を参観させていただく機会が多いのですが、先ほどの御答弁のように、知的障害と情緒障害の重複が見られる児童への対応については、現場での御苦勞は並大抵ではありません。御答弁された設置

校の施設のキャパシティーの中で工夫されていることは私も認めるところではございますが、もう少し現場における児童の状態や教育の実態に合わせた教室整備が望ましいと考えます。

さて、ハード面については御答弁をいただきましたので、ソフト面・指導面における御答弁をお願いしたいと思います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 特別支援学級では、少人数の学級の特性を生かしたグループ指導と、個々の児童・生徒の障害の状況などに応じた個別の指導を効果的に行う必要がありますので、必要に応じて児童・生徒の視覚・聴覚的な刺激を緩和して指導する場面や環境調整が必要だと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 固定学級における児童・生徒一人一人の特性に応じた個別指導が可能となるような個室などの教育環境の整備が推進されることを期待します。

③、通級指導学級の課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 通級指導学級における特別支援教育の課題といたしましては、主に学級の支援体制の充実と、在籍校との連携の充実が挙げられます。また、年度途中での入級希望者が増加する傾向が見られます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 以前に静岡県三島市と日野市の通級指導学級を視察させていただいたときに、特別支援学級の支援体制の充実と、在籍校とのきめ細かな連携が課題であると伺いましたが、本市においても同様の課題があるとの御答弁でございました。本市においては今後どのように取り込まれるのでしょうか、伺います。

また、年度途中での入級希望者の増加傾向が見られるということですが、教員の対応はできているのでしょうか。今後の取り組みについても伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 通級指導学級では、在籍校で通級での学習の成果を最大限に生かすために、通級の担任と在籍校の担任、また保護者も含めて、共通理解とその実践が必要でございます。そのために、指導内容やそれぞれの学級での様子などを定期的に交換する連絡会などでの助言などを行い、支援しております。

また、教員の途中加配はありませんので、年間の入級希望者を前期と後期の相談に分けて、定員内で入級できるよう、丁寧な相談に努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 年度途中でも、ある一定人数以上の入級希望者があったときには教員加配があるべきだと考えますが、この件につきましては東京都の課題でもありますので、しかるべく行動いたします。

(4)、特別支援学級の計画的な配置について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 特別支援学級につきましては、稲城市立小中学校における特別支援教育の推進・充実に関する基本方針において、特別支援学級の設置校を分散することにより、運営面での適正規模の確保に努めるとともに、通学しやすい配置とし、計画的に基盤の整備を図ることとしております。教育委員会では、基本方針に基づき、平成24年4月にはニュータウン地区初の知的障害の固定学級を長峰小学校に開設するなど、特別支援教育の推進・充実に取り組んでいるところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ニュータウン地区への特別支援学級の設置につきましては、私が平成19年第2回定例会の一般質問でその必要性を訴えてから5年目に長峰小学校に開設されました。また、第五中学校においても、特別支援教育のための教室の準備はできていると伺っております。特別支援学級への入級を検討している保護者は、我が子にとっての最適な教育環境はどの学校なのか、通級または固定のどちらが適しているのか、子供だけで通学することが可能なのかなどを考えておられますので、本市における特別支援学級の配置計画を提示するべきであると考えます。特別支援学級の計画的な配置については、現状の固定学級と通級指導学級の設置校が正しいのかどうかを検証した上で、特別支援教育の推進・充実のための特別支援学級のあるべき配置について検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 特別支援学級の開設には、複数の児童・生徒が継続的に在籍または通級することが見込まれる必要がありますが、就学相談委員会において固定学級や通級指導学級がふさわしいと判定しても、保護者の意向により最終的に通常学級に就学される例もあるのが実情です。現実には、稲城第五中学校のように、学級の開設に向けて施設は整備済みであっても、人員面で開設に至らなかった例などもございますので、御提案の趣旨も含め、最終的には就学相談等の状況を踏まえた検討が必要と考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

(5)、特別支援教育のための教員研修の拡充について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 特別支援教育のための教員研修の拡充については、各学校で特別支援教育スーパーバイザーや特別支援教育センターコーディネーターを校内委員会などに招き、個別指導計画の作成と活用方法などについて学んでおります。校外における研修といたしましては、市教育委員会主催の特別支援教育コーディネーター研修を年3回実施してまいりましたが、本年度から、特別支援学級の充実を目指し、特別支援学級担任研修会を新たに開始いたしました。このほか、東京都教職員研修センターの主催する特別支援教育に関する研修会や各研究団体の主催する研修会に教員を派遣し、その成果を学校や学区に還元させています。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今年度から教員研修のさらなる充実が図られることを確認いたしました。

(6)、教育センターと発達支援センターの連携による特別支援教育における機能強化について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 教育センターの就学相談室と発達支援センター「レスポ一いなぎ」が本年4月から複合施設ふれんど平尾内の同じ事務室で机を並べて執務を開始しております。このことにより、教育と福祉の両面から必要に応じてすぐに連携がとれ、就学前から一貫した支援を行える体制が整備されたと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 発達支援センター「レスポ一いなぎ」がスタートいたしましたので、幼稚園と保育園などに対するアウトリーチ健診が可能になったと思います。特別支援教育の機能強化の一つとして、就学前機関へのアウトリーチ健診を計画するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 稲城市発達支援センター「レスポ一いなぎ」では、幼稚園や保育園などへの出張相談も予定しております。これは、当事者のみならず、教員や保育士に対し、特別な配慮が必要な方とのかかわり方、コミュニケーションのとり方などを一緒に考えていこうといったものでございますが、その相談の中で、当事者にとって今後の最適な支援策を御提案していくことも可能であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

(7)、本市の小中学校の特別支援教育推進計画の策定について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 個々の特別支援学級の整備時期等につきましては、就学相談の状況等を踏まえた判断が必要となりますので、特別支援教育推進計画等の年次的な計画を策定することは難しい状況がございます。なお、東京都において実施中の特別支援教室モデル事業を通じガイドライン等が示される予定ですので、それらを踏まえ、今後の方向性を研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今すぐに年次的な計画を策定することは難しいのかもしれませんが、今年度から2カ年で実施される教育振興基本計画の見直しにあわせて、特別支援教育のグランドデザインを描くべきであると考えます。また、先進自治体の特別支援教育推進計画を参考にされて、保護者が安心して我が子を通わせることができるように、本市の特別支援教育推進計画を策定するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 東京都の特別支援教育モデル事業につきましては、平成24年度を準備期間とし、平成25年度からの2カ年でモデルの試行及び研究開発を行って、平成26年度末までにガイドラインを策定する予定とされているところでござい

ます。教育振興基本計画の策定のタイミングの中で今後の方向性等についてどの程度反映できるかにつきましては、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。また、特別支援教育推進計画の策定につきましては、ガイドラインの具体的な内容を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号2、小中学校における市立病院出張講座の推進について伺います。

市立病院における「健康バンザイ！いなぎ講座」や健康教育講座、助産師の出張講座、オープンホスピタルデイなどによる市民への医療・健康関連情報の提供や、市立病院を知ってもらう努力について評価いたします。

(1)、小中学校における市立病院出張講座に対する市立病院の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 小中学校において出張講座を行うことにつきましては、児童・生徒本人や保護者、教職員など、聴講者に対して健康に関する正しい知識をお伝えすることにより、生活習慣病など、病気の予防や早期発見の意識を高める契機となると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、小中学校における市立病院出張講座に対する教育委員会の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） これまで小中学校には外部人材の活用を積極的に行うよう指導してきており、健康、安全や生命尊重、薬物乱用防止、性に関する学習などの学習場面でも、市立病院の専門家の力をおかりできることは有益だと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、市立病院において実施されました「健康バンザイ！いなぎ講座」やほかの講座・教室などの中で、小中学校における出張講座に適したテーマについて伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 市立病院において実施されたさまざまな講座・教室は、全て小中学校における出張講座にも適していると考えております。その中でも、性教育講座、子宮がんのお話、インフルエンザ対策、お薬のお話などは、より適しているテーマであると考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 児童・生徒だけでなく、保護者を含めた家族で知識を共有してほしいテーマもあると考えます。教育委員会の御見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 児童・生徒ばかりでなく、公開授業とか保護者会などといった場面も十分に活用していけるよう、各学校に働きかけてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） （4）、市立病院と教育委員会が連携を強化して、小中学校における市立病院出張講座を推進するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 現在市立病院看護部で行っております「駅前の保健室」のように、地域に出て行って事業を行うことも市立病院の役割であると考えております。小中学校における出張講座につきましても、今後、実施規模など、教育委員会と協議してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号3、学童クラブ事業における諸課題について伺います。

(1)、市立学童クラブの組織について。①、学童クラブにおける責任者の役職について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市立学童クラブの運営における総括責任者は、文化センター課長でございます。また、各学童クラブにおける責任者は、所属する係の係長でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 管理職が常駐していない施設は、組織におけるリスクマネジメントの視点から、児童にとって望ましくない環境であると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 学童クラブ職員は、所属係の文化センターに出勤し、日常的に係長の指導監督下にあります。また、学童クラブ担当以外の係内の職員とも連携して業務に当たっていることや、学童クラブの施設規模から、必ずしも各施設に管理職の常駐が望ましいとは考えておりません。しかしながら、現在の組織形態は、異なる施設の管理運営を施設単位で組織した形態であるため、専門性に特化することが難しい面もございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 学童クラブの施設規模を基準として、各施設への管理職の常駐が望ましいとは考えないとの御答弁でございましたが、私は、小規模の学童クラブであっても管理職の常駐が望ましいと考えるけれども、人材と財政の両面で現実的には厳しいとの御答弁がなされると考えておりました。私は、児童にとって望ましい学童クラブの管理運営体制はどうあるべきかとの視点から組織の整備を図るべきであると考えますが、見解の相違がございますので、次の質問に移ります。

②、正規職員の役職別の人数について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成25年6月1日現在における正規職員の役職別人数は、主任職として1人、主事職として3人の合計4人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員、それぞれの資格別人数について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成25年6月1日現在における正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員、それぞれの資格別人数は、正規職員は4人で、そのうち、保育士の資格を有する者が4人でございます。専務的非常勤職員は22人で、そのうち、保育士の資格を有する者が2人、幼稚園教諭の資格を有する者が2人、小学校教諭の資格を有する者が3人、中学校・高等学校の教諭の資格を有する者が15人でございます。臨時職員は58人で、そのうち、保育士の資格を有する者が5人、幼稚園教諭の資格を有する者が6人、小学校教諭の資格を有する者が1人、中学校・高等学校の教諭の資格を有する者が20人、児童福祉施設最低基準第38条第2項第4号の規定に該当する、2年以上児童福祉事業に従事した者が26人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、学童クラブと文化センター課における組織形態の現状について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 学童クラブと文化センター課における組織形態の現状は、各学童クラブが所属する中央文化センター係・第二文化センター係・第三文化センター係・第四文化センター係・城山文化センター係の5係の組織形態となっております。第二学童クラブは中央文化センター係に、第一学童クラブと第一学童クラブ分室は第二文化センター係に、平尾学童クラブと第二学童クラブ分室と若葉台学童クラブは第三文化センター係に、第四学童クラブと第四学童クラブ分室と第四学童クラブ第六小学校分室は第四文化センター係に、向陽台学童クラブと第二学童クラブ城山分室と長峰学童クラブは城山文化センター係に所属しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑤、学童クラブと文化センター課における組織形態の課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 学童クラブと文化センター課における組織形態につきましては、学童クラブが文化センター課に所属することに課題はないものの、設置と運営を担当する部署が異なることにつきましては、利用者にとってわかりにくいなどの課題がございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑥、小学校に設置している学童クラブと小学校の連携における現状について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 現在、小学校内の余裕教室に設置している学童クラブは6クラブ、小学校敷地内に別棟で設置している学童クラブは4クラブでございます。設置形態を問わず、各学童クラブにおいては、副校長先生や担任の先生と連絡及び情報交換を行い、行事や授業時程の把握や児童の様子把握に努めるなど、連携を行っ

ているところがございます。特に、小学校に設置している学童クラブにおいては、より身近にあることから、学童クラブ職員が学校行事を参観させていただいたり、また学童クラブの行事に先生方をお招きし、児童の様子を見ていただくなどの連携を行っているところがございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑦、小学校に設置している学童クラブと小学校の連携における課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 学童クラブと小学校の連携における課題につきましては、相互に連絡調整を行っておりますので、特別の課題はございません。今後も、課題が生じた際には、双方で連携して解決を図っていきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私もこれまでいろいろなところを視察させていただいて、特にいろいろな学校を訪問させていただいているのですが、小学校内の学童クラブと小学校の教職員の方との連携がなかなかとりにくいということが課題であるとおっしゃっている自治体が多かったのですけれども、本市においては相互に連携調整がとられているということで、大変すばらしいと思いました。

続きまして、⑧、小学校に設置している学童クラブにおいては、児童の安全確保やリスクマネジメントの視点から、小学校との連携による教職員の見守りや男性職員OBの配置や専任の管理職による定期的な巡回などにより、組織の機能強化を図るべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 小学校の敷地内や余裕教室に設置した学童クラブにおきましては、同一の敷地・校舎内にあることから、災害などの場合には、安全面で小学校と連携して対応しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、民間企業に22年間勤務して、管理職を十数年間経験しております。その経験をもとにしたマネジメント感覚では、小学校に設置している学童クラブにおいては、児童の安全確保やリスクマネジメントの視点から、組織上の課題があると考えますが、課題は全くないとの御答弁でございました。正規職員が4名ですので、1名も正規職員が配置されていない学童クラブが多数あるということになりますが、職員の管理上に課題はないのでしょうか、伺います。また、防犯上や保護者対応などに課題はないのでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 職員の管理につきましては、さきにお答えしましたように、学童クラブを担当する正規職員及び専務的非常勤職員とも、日常的に所属する係長の指導監督下にあります。また、正規職員と同等に専務的非常勤職員も、防犯上や保護者対応などを行っており、職種は異なるものの、複数の職員配置をしておりますので、課題はございません。

○ 17番(大久保もりひさ君) マネジメントに関する見解の相違がございますので、次の質問に移ります。(2)、市立学童クラブに勤務する正規職員・専務的非常勤職員・臨時職員について、①、それぞれの職務と責任に関する現状について伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 市立学童クラブに勤務する正規職員、専務的非常勤職員及び臨時職員は、学童クラブの児童育成に、それぞれの職務で分担した責任を持って従事しております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 同じ資格を有する職員について、仕事の内容・質・量・役割・責任などの面で、どのように区別や分担がなされているのか、現状を伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 常勤か非常勤かでは、常勤である正規職員に対し、専務的非常勤職員や臨時職員は非常勤であり、正規職員の支援業務となります。次に、行動では、正規職員は主体的に動きますが、専務的非常勤職員や臨時職員は補佐的に動きます。ただし、専務的非常勤職員につきましては、その専門性の高低により、主体的にもなり、補佐的にもなります。学童クラブでは、正規職員と専務的非常勤職員における仕事の内容・質・量・役割・責任については、安全な育成を行うことから、現状では同等でございます。ただし、正規職員については、係内やエリア内の学童クラブのリーダーとして、専務的非常勤職員の指導に当たる職責があります。臨時職員につきましては、正規職員と専務的非常勤職員の仕事の内容・質・量・役割では、補佐的な分担となっております。なお、責任は正規職員及び専務的非常勤職員が負うこととしておりますが、臨時職員であっても、安全な育成を行うものとしております。また、学童クラブが所属する係の係長は、所属の学童クラブの運営全体を統括いたします。

○ 17番(大久保もりひさ君) ②、それぞれの職務と責任に関する課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 市立学童クラブに勤務する正規職員、専務的非常勤職員及び臨時職員は、同じ資格を有していても、専門性や能力については、経験年数や自己研さんの内容によりある程度の差が見られることから、円滑な学童クラブの運営を進めるため、その配置をバランスよく調整しつつ、各学童クラブの質の平準化を図ることが課題となっております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 問題解決のための今後の取り組みについて伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 市ではこれまでも、職員の児童育成の専門性の質的向上を図る上から、職員は研修等を受講する機会を設けております。こうした研修等の結果を各学童クラブ部会や係内の打ち合わせ、各学童クラブの職員打ち合わせの機会

を通じて、職員間で情報共有することを徹底し、今後も質的な向上を充実させてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、ストレスなどによる正規職員と専務的非常勤職員それぞれの過去5年間の休職状況について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 学童クラブに勤務する職員で、ストレスなどに起因する休職等の取得状況につきましては、過去5年間では、正規職員及び専務的非常勤職員ともにゼロ人となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 全くないということで、大変すばらしいことですが、カウンセリングやソーシャルサポートなどの効果があったのではないかと考えます。カウンセリングやソーシャルサポートなどの利用状況とその効果について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 外部専門家によるケア・心理カウンセリング委託の利用実績といたしましては、平成22年度が6件、平成23年度が12件、平成24年度が11件でございます。ケアの方法としましては、対面・電話等のカウンセリングで、庁外であるため、プライバシーが厳格に守られ、利用者にとっても敷居が低くなり、結果的に疾患に至る前での早期対応ができるといった効果があると聞いており、実際に一部の利用者からも、安心できた、悩みが解決できたといった声も聞いております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、学童クラブでのアクシデントやインシデントへの安全対策の現状について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市立学童クラブにおけるアクシデントにつきましては、学童クラブ指導事務手引により、迅速に対応しております。事故発生時は、児童の安全を第一に考え、職員による応急対応を実施し、同時に保護者へ連絡し、迅速に医療機関へ搬送などを行っております。また、インシデントにつきましては、係内や職員の打ち合わせにおいて、職員間で情報共有に努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成24年度のアクシデントとインシデントの件数を各学童クラブ別に教えてください。また、アクシデントやインシデントのフィードバック、つまり安全対策の見直しの仕組みについて具体的に説明してください。よろしく願いいたします。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成24年度において医療機関にかかった事故報告件数は7件で、内訳としては、第二学童クラブで1件、第一学童クラブ分室で2件、若葉台学童クラブで2件、向陽台学童クラブで1件、長峰学童クラブで1件でした。インシデントについては、件数集計はとっておりません。アクシデントについては、遊び

のルールを守った中での偶発的な事故が大半であります。事故の発生状況と原因の把握から、再発防止に向け、再度遊びや生活のルールを確認し、児童へ伝えるとともに、職員間で情報共有化に努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑤、学童クラブでのアクシデントやインシデントへの安全対策の課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市立学童クラブにおけるアクシデントやインシデントにつきましては、安全対策として、その都度対応しておりますので、課題はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 課題はないということでございました。公立学童クラブにおけるアクシデントの根絶を目指していれば、安全対策の課題が生じてくるはずだと考えますが、その都度対応しているから課題はないということでしたので、次に進みます。

⑥、保護者への対応の現状について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 保護者への対応につきましては、正規職員または専務的非常勤職員が行うようにしております。学童クラブでは、保育園のように保護者のお迎えは必須でないことから、保護者と顔を合わせる機会は少ないため、必要に応じて連絡帳を活用するほか、個人面談をお願いすることもございます。また、お迎えにいらっしゃったときなどには、学童クラブでの子供たちの様子などについても丁寧に保護者へ伝えるよう配慮しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑦、保護者への対応の課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 保護者への対応につきましては、ただいまお答えしましたとおり、丁寧な対応をしておりますので、特に課題はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 課題はないということでございますが、過去に保護者とのトラブルがあったように聞いております。現在は改善されているという意味で課題はないとの御答弁をされたのでありますので、保護者とのトラブルが起こらないようにするためにどのように改善されたのか、その取り組みについて伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 児童が楽しく安心して放課後を過ごせるようにすることが、保護者の信頼を得ることの第一であると考えております。そのため、育成中のトラブルやけがなど、気がかりな点は、早期に直接電話などで保護者へお伝えすること、またふだんから意思のそごがないよう、保護者とのコミュニケーション及び職員間におけるコミュニケーションをよくすることを徹底するよう取り組んでおります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 取り組んでおられることと、できているということは別の次元でございますが、水かけ論になりますので、次に進みます。

⑧、障害などの配慮が必要な児童への対応の現状について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 障害などの配慮が必要な児童へは、保護者との意見交換などを行いながら、安全確保のための職員の加配を行うなど、必要な対応を行っているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑨、障害などの配慮が必要な児童への対応の課題について、市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 障害などの配慮が必要な児童への対応は、これまでも、職員全てが障害の内容を正しく理解し、適切な対応をとることに努めてきておりますが、個別の事例に応じた対応が課題となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 課題解決のための今後の取り組みについて、御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 市では、市立学童クラブに勤務する職員全てを対象として、障害の理解のための研修を年1回実施しているところでございます。今後におきましても継続して実施することや、日常の育成中に課題となった事例を持ち寄り、助言を仰ぐなど、研修内容の充実を図り、引き続き障害の理解と適切な育成に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、災害発生時には、保護者が引き取りに来られるまで学童クラブで児童を預かることから、児童と職員のための備蓄食料の確保が必要であると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 災害発生時には、多くの保護者の帰宅が抑制されることを想定し、こうした帰宅困難者に対応するため、市立学童クラブにおいても、児童と職員のための食料備蓄を計画しております。平成25年度より、今後5年間で計画的に配備してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

(4)、就学前児童と小学校低学年の児童の保護者全員を対象とするアンケートにより、保護者の状況やニーズを正確に把握して、学童クラブの入所基準を早急に見直すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 学童クラブのニーズ調査につきましては、今後策定を予定しております子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート調査の中で行って

まいりたいと考えております。また、就学前児童の保護者や小学校低学年の児童の保護者など、学童クラブを必要とする保護者に対しても、アンケート調査を実施してまいりたいと考えております。なお、入所基準の見直しにつきましては、学童クラブのニーズ調査の結果や市内学童クラブの運営動向や整備動向、児童館の利用状況、学校における放課後児童対策の動向などを踏まえ、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） アンケート調査は、本年度中に実施するべきであると考えます。御所見を伺います。

また、民間学童クラブが設置されている小学校区における小学校入学予定者の入所判定時には、延長対応についての希望の有無を確認していただきたいと思えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） アンケート調査につきましては、今後、子ども・子育て支援事業計画を策定するために策定委員会を組織してまいりますので、その御意見などを踏まえながら、今年度中に実施してまいりたいと考えております。また、延長対応を行っている学童クラブの希望につきましては、民間学童クラブへの入所前の面接の時点で確認する方向で対応してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） くれぐれもよろしくお願ひいたします。

(5)、女性の社会進出支援と働きやすい環境整備の視点から、授業日以外の学童クラブは8時から19時まで開設するべきであると考えますが、市立学童クラブにおいては、8時から8時30分までと18時から19時までの延長対応は困難であるとの市の見解でありますので、小学校区ごとに延長対応を行う都型学童クラブ事業の民間学童クラブを設置して、早急に延長対応に取り組むべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 小学校区ごとに延長対応を行う都型学童クラブ事業の民間学童クラブを設置することにつきましては、現在、矢野口こどもクラブ及び学童クラブ子どもの森を設置しているところでございます。今後、他の学童クラブの民営化につきまして、検討を進めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 民間学童クラブは、2カ所ともに大変評判がよく、延長対応などの柔軟な対応についても、法律にはない利点であると思えます。第一児童館内の第二学童クラブの民営化は第二保育園の建てかえにあわせて計画されておりますが、他の学童クラブの民営化につきましてはまだこれからでございます。学童クラブの民営化については、例えば（仮称）南山小学校に設置する学童クラブは、新設となりますので、最初から民営化するべきであると考えますし、学童クラブ子どもの森の目の前にある第二文化センターの大規模改修に伴い、第二文化センター内の第一学童クラブが第七小学校に一時的に移動して戻ってくるわけでございますが、第二

文化センターに戻ってくる際には、目の前にある学童クラブ子どもの森に運営委託することにより、効率的な運営が可能になると考えます。学童クラブの民営化の検討を進めるといふ御答弁でございましたので、第二文化センター内の第一学童クラブの民営化を検討すべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 御質問にございます第二文化センター内の第一学童クラブの民営化につきましては、御質問の趣旨を踏まえ、可能となるように、検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） これまでの御答弁により、公立学童クラブにおける組織上・管理上の課題が明らかになりました。また、庁内の組織改正の必要性につきましては、市民サービスの向上の視点で、平成17年第2回定例会の一般質問以来、繰り返し訴えてまいりました。そこで、(6)、福祉部子育て支援課と教育部文化センター課の2部署が学童クラブ事業を分担して所管していることが、学童クラブ事業にとっての大きな課題であり、早急に組織や分掌事務を児童や保護者へのサービス向上の視点に立って見直す必要があると考えます。市の見解を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 児童福祉法に基づき設置・運営を行っております学童クラブにつきましては、福祉部子育て支援課にて施設設置と措置を行い、教育委員会文化センター課にて管理運営を行っております。これは、学童クラブの一部が文化センター内に児童館と併設されていることから、管理運営の効率化を図るため、教育委員会に委任することで業務分担しているものでございます。組織や分掌事務を見直すことにつきましては、先ほどの答弁にもございましたが、学童クラブの設置と運営についての課題を踏まえた上で検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

項目番号4、ライフステージで途切れることのない発達支援について伺います。

平成18年第4回定例会で、ライフステージで途切れることのない発達支援のための個別支援計画や個別指導計画の必要性を訴えたところ、各ライフステージの段階におけるフォーマットなどをできるだけ共通にするなど、記録や情報などの継続性あるいは統一性が図られる仕組みをつくっていくことが必要であると考えたとの答弁がございました。本市においては、稲城市発達支援センター「レスポーいなぎ」を開設し、教育委員会と連携した稲城市の発達障害児・発達障害者への支援がスタートいたしましたので、早期発見・早期療育から自立・就労までのライフステージで途切れることのない発達支援を実現するための仕組みをつくる時が来ていると考えます。具体的な計画や取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 早期発見・早期療育から自立・就労までのライフステージで途切れることのない発達支援を実現するための仕組みづくりにつきましては、今般発足しました発達支援センターが核となり、記録や情報などの継続性あるいは統

一性が図られることが必要であると考えております。今後、ライフステージの各段階に対応する教育の部署を初め、保健、子育て等の福祉の部署や医療分野などの連携関係者間で協議を開始し、情報の共有ができるツールを共同で開発し、その上で具体的に試行してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 大変期待いたしておりますので、よろしく願います。

項目番号5、災害時要援護者市民相互支援ネットワーク登録者の個別の避難支援計画作成について伺います。災害時に65歳以上の高齢者や障害児・障害者で自力避難が困難な方々が安全かつ安心して避難するためには、災害時要援護者市民相互支援ネットワーク登録者全員を対象とした個別の具体的な避難支援計画を作成して、その計画を定期的に更新する仕組みを構築する必要があると考えます。

(1)、災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録状況や活動状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録状況につきましては、平成25年4月1日現在428人でございます。また、活動状況につきましては、自治会連合会、消防団、民生委員協議会、身体障害者福祉協会、みどりクラブ連合会、社会福祉協議会、消防本部及び福祉部で構成される災害時要援護者市民相互ネットワーク連絡会を年1回開催し、現状確認や支援体制等の検討を行っているところでございます。なお、平成24年度の地域防災計画では、東長沼自治会及び押立自治会において、災害時要援護者支援を想定した訓練も行われたものと聞いております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 428名が登録されていて、年1回の連絡会で現状確認と支援体制を検討しているとの御答弁でございましたが、現状に対する市の認識を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 地域の支援者の制度に対する理解が進んできている一方で、支援者の間では義務感からの負担も感じており、無理のない、実効性のある制度運用が必要であると認識したところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私も、義務感から負担を感じておられる地域の支援者の方々の声を聞いておりましたので、連絡会においてもそういう御発言があったということ伺いました。これは大変大きな課題であり、これからこの課題解決のためにしっかり取り組んでいかなければならないと考えます。

(2)、災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録者の災害時における支援計画について。①、災害発生時直後の対応について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害発生直後の対応につきましては、市では、災害対策本部設置から数時間で要援護者の支援体制を立ち上げることであります。また、近隣の住民の方々相互の援助活動が重要になるものと考えております。そのために、まず民生委員・自治会・自主防災組織などの地域の支援者自身の安全の確保、家族の安否確認、食料・飲料水の確保等を行っていただき、その後の災害時要援護者への援助活動が行える体制をとっていただくこととなっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現在把握されている地域の支援者数は約何名でしょうか。また、地域の支援者の目標人数について市の認識を伺います。そして、地域の支援者自身の安全確保等を行った後の災害時要援護者への援助活動を行う体制について、詳細かつ具体的に説明してください。

○ 福祉部長（石田光広君） 現在、地域の主な支援者としては、52名の民生委員と、東長沼自治会の役員13名、押立自治会の役員13名、平尾住宅自治会の役員12名、長峰杜の三番街自主防災組織の役員13名の合計103名でございます。地域の支援者の目標人数につきましては、特に定めてございませんが、それぞれの自治会や自主防災組織の中で決めていただければと考えております。発災直後の援助活動を行う体制につきましては、東長沼自治会では、民生委員とも協力して、4名～5名の体制で行動することを話し合っていると伺っております。また、押立自治会では、民生委員とも協力して、自治会の内部組織の組単位で3名～4名の体制で行動することを話し合っていると伺っております。また、具体的な援助活動の内容は、その場の状況に応じて判断するものと伺っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よくわかりました。

②、要援護者の安否確認について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者の安否確認につきましては、災害時要援護者登録名簿と地図情報をもとに、民生委員・自治会・自主防災組織などの地域の支援者が主となって活動することとなっております。災害対策本部から発せられる被災状況情報に十分注意し、身の安全を確保しつつ、安否確認活動をしていただくこととなっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 安否確認活動について、詳細かつ具体的に説明してください。

○ 福祉部長（石田光広君） 安否確認活動につきましては、東長沼自治会では、戸別訪問及び要援護者の近所からの避難者への確認による活動方法を話し合っていると伺っております。また、東長沼自治会と自主防災組織、民生委員の3者合同で要援護者宅へ戸別訪問を実施しており、災害時に備えた平時からの関係づくりと、ケミカルライトの配布を行い、8割程度の訪問を完了したと伺っております。ケミカルライ

トは3色セットで、イエローが避難完了を、レッドが助けが必要を意味する合図として使用されることとなっており、安否確認を想定した取り組みであると伺っております。押立自治会では、戸別訪問による安否確認を話し合っていると伺っております。また、押立自治会では独自に、東京都の事業である平成25年度地域防災学習交流会を利用して講師派遣を受け、安否確認活動について学ばれていると伺っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 東長沼自治会と押立自治会の独自の取り組みがよくわかりました。

③、要援護者の避難所への誘導について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者の避難所への誘導につきましては、民生委員・自治会・自主防災組織などの地域の支援者が、安否確認の際に避難が必要と判断した場合、要援護者本人及びその家族に対して避難を促すものとしております。このとき、要援護者が単身者または避難に当たり同行できる家族がいない場合には、民生委員・自治会・自主防災組織などの地域の支援者が適宜避難所への誘導を行うこととなっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 避難所への誘導を行う地域の支援者については、例えば災害時要援護者1人に対して複数の支援者が担当する体制なのか、それとも地域内の災害時要援護者を複数の支援者が担当する体制なのか、または全く別の体制なのか、災害時要援護者と地域の支援者の担当体制について、詳細かつ具体的に説明してください。

○ 福祉部長（石田光広君） 地域の支援者の担当体制につきましては、先進的に進められている東長沼自治会では、避難場所に集まった近隣住民や小中学生にも協力してもらっての誘導體制を話し合っていると伺っております。特に小中学生は、避難所である小中学校への通学路に精通しており、この道が通れなければこっちの道がある、ここを通ったら危ないなどと、危険を未然に回避する意味でも力を発揮してくれるのではないかと考えていると伺っております。さらに、独自に避難所となる小中学校に対して、防災授業や災害訓練を通じて協力し、連携を図るとともに、中学生に対する意識づけを行っているものと伺っております。また、押立自治会では、避難場所に集まった近隣住民にも協力してもらい、その時点で誘導する体制を構築することを話し合っていると伺っております。いずれにいたしましても、市としましては、地域の実情により、それぞれの支援者が集まって話し合っている状況であり、こうした点を踏まえて、他の地区への参考となるように支援していきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今御紹介いただきました取り組みにつきましては、ほかの地区が導入する際に大変参考になると思いますので、支援をよろしく願いいたします。

④、要援護者の救出について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者の救出につきましては、発災直後には1分1秒を争うため、民生委員・自治会・自主防災組織などの地域の支援者と近隣住民の方々の力が重要な役割を果たすこととなります。明らかに救出困難な状況も想定されることから、市職員と地域の支援者との連携を確保し、適宜災害対策本部への報告や応援要請を行い、支援者の二次災害防止への配慮も行っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 休日や夜間に大災害が起こったときには、公助が期待できませんので、災害時要援護者の救出が困難であっても、地域の支援者で何とかしなければならない状況が生じることが想定されます。そのような共助における対応策について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 共助における対応策につきましては、先進的に進められている東長沼自治会では、安全が確保できる範囲内において、中学生の力も含め、近隣住民の力をかりて、地域で皆で行おうと話していると同っております。さらに独自に、自分と家族の身の安全をみずから助ける自助、近所で助け合う近助、自治会や自主防災組織の共助で助け合いながら、公助が機能し始めるまでの間を乗り切ろうという自助・近助・共助の啓発にも取り組まれているものと伺っております。また、押立自治会では、安全が確保できる範囲内において、避難所に集まっている人たちの力もかりて、共助に当たろうと話していると同っております。市としましては、地域の支援者の二次災害が防止できる範囲内において、東長沼自治会や押立自治会のように、それぞれの支援者がその地域において創意工夫を凝らし、無理のない活動をしていただくことが望ましいものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁されました東長沼自治会の取り組みの中で、自助と共助の間に御近所で助け合う近助を位置づけて、啓発活動をされているということでしたが、私どもは再度見直さなければならない大切な視点であると思っております。

(3)、災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録者の個人情報の取り扱いについて、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 基本原則として、災害発生時には災害時要援護者の生命を守る必要性から、稲城市個人情報保護条例の規定により、個人情報の提供が可能となっております。一方で、平常時の取り扱いについては、厳格に個人情報の保護がなされるものとなっております。市では、災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録者の個人情報の取り扱いにつきましては、稲城市災害時要援護者市民相互支援ネットワーク事業実施要綱における名簿管理の規定により、各団体の責任者等が厳重に管理し、プライバシーの保護に努めることを義務づけるとともに、各団体へ、登録者名簿を提供する際、個人情報保護に係る法令等の遵守、災害時要援護者支援計画に基づく適切な使用、記載された情報の公開・提供・販売の禁止、保管場所の限定と厳重な管理について誓約していただいているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 登録者名簿を提供する際に各団体と誓約を交わすということでございますが、団体内の個人、つまり地域の支援者に対しての個人情報の取り扱いに対する周知徹底の具体的な方法について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 個人情報の取り扱いにつきましては、東長沼自治会では、登録者名簿を閲覧することができる者を自主防災組織の地区の隊長7名までの範囲にとどめていると伺っております。また、押立自治会では、自治会長が責任を持って登録者名簿の保管に当たり、防災訓練や自治会役員においてのみ原本を回覧するにとどめていると伺っております。市では、さきにお答えしましたとおり、各団体への登録者名簿提供の際に、個人情報に係る法令等の遵守、災害時要援護者支援計画に基づく適切な使用、記載された情報の公開・提供・販売の禁止、保管場所の限定と厳重な管理について誓約していただいているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よくわかりました。

(4)、災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録者をふやすための取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録者をふやすための取り組みにつきましては、行政連絡員会議等において制度の周知と地域関係者への協力を呼びかけるとともに、市広報紙及びホームページで広く周知を図っているところでございます。また、高齢者・障害者については、適宜それぞれの担当課から御案内するとともに、登録することが望ましいと思われる方については、地域の支援者である民生委員からも、御案内を行っていただいているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 災害時要援護者の登録人数の過去5年間の推移と、登録者をふやすための取り組みの効果について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者の登録人数の過去5年間の推移につきましては、各年度4月1日時点において、平成20年度が310人、平成21年度が397人、平成22年度が394人、平成23年度が455人、平成24年度が432人でございます。さきにお答えしましたとおり、行政連絡員会議等における地域関係者への協力の呼びかけ、市広報紙やホームページでの制度周知、高齢者や障害者の担当課及び民生委員からの御案内などの効果により、災害時要援護者の登録人数は過去5年間で118名増加しており、死亡・転出・施設入所等の抹消者を除くと、過去5年間で新規登録者人数は346名でございました。これらのことから、登録者をふやすための取り組みにつきましては、毎年度の増減があるものの、一定の効果があったものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 少しずつではありますが、着実に増加しているということが確認できました。

(5)、災害時要援護者市民相互支援ネットワークの登録者全員を対象とした個別の

具体的な避難支援計画を作成して、災害発生時に、どのタイミングで誰が誰をどのように避難支援するのかを計画した上で、その計画を定期的に更新する仕組みを構築する必要がありますと考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市の災害時要援護者管理システムを通じて、登録者の自宅とその周辺の地図情報が作成されております。災害発生直後においては、この地図情報等をもとに、民生委員・自治会・自主防災組織などの地域の支援者が個別に安否確認や救出などを行うことを想定しております。こうしたことから、御質問のような災害発生時にどのタイミングで誰が誰をどのように避難支援するのかといった厳格な運用を想定したものではございませんが、その時点における状況に応じて適宜安否確認を行うための一定の避難支援計画は構築されているものと判断しております。また、計画の定期的な更新につきましては、民生委員の個別訪問により、災害時要援護者の現況確認とあわせて、年1回実施しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、災害時相互応援協定を締結している福島県相馬市の東日本大震災における経験や、災害発生時の避難対応のノウハウなどを参考に、災害時要援護者支援計画や災害時要援護者防災行動マニュアルの改善につなげるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 御提案の趣旨を踏まえ、今後想定される災害時要援護者支援計画及び災害時要援護者防災行動マニュアルの見直しの際に、東日本大震災における経験等を参考とし、検討を行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号6、妊娠・出産や子育てのサポート強化について伺います。

市立病院の助産外来や稲城SUN GO（産後）クラブ、エッグクラブなどの産科講座による出産や子育てのサポートを評価します。

文京区では、出産や子育てをサポートするために、NPO法人と協働して、区内在住の妊婦や3歳児未満の乳幼児の保護者らを対象に、子育て応援メールマガジンを配信しています。

(1)、稲城市保健センターにおける妊娠・出産や子育てのサポートの現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 近年、インターネットや子育て雑誌等により、妊娠・出産や子育てに関するさまざまな情報が氾濫し、かえってわかりにくいとの指摘もあるところでございます。このため、市の保健センターへは、御自身の状況に合わせた個別の御相談が多くなってきている状況でございます。こうしたことから、市では、妊娠届出と同時にアンケートを行うなど、可能な限り個別の相談に応じるようにしております。市では、母親・両親学級、各種乳幼児健診、育児学級事業等において、一人一人の状況に対応した相談に応じ、安心して妊娠・出産し、育児が行えるように支

援しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） アンケートの内容と目的などについて詳しく説明してください。

○ 福祉部長（石田光広君） アンケートの内容と目的などについてでございますが、具体的な内容としましては、困っていること、相談したいこと、相談できる人の存在、治療中の疾患、喫煙、飲酒などにつきまして、アンケート形式でお聞きしております。また、目的につきましては、お困り事などがある方で支援の必要な方が早期から支援を受けられるようにすることでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、稲城市子ども家庭支援センターにおける妊娠・出産や子育てのサポートの現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 現在、子ども家庭支援センターは、子育て支援の総合窓口としての機能を担っております。子供と家庭の総合相談窓口として、来所や電話及びメールによる子育て相談を初め、あそびの広場事業実施時での相談や、産前産後の家事・育児に支援が必要とされる家庭にヘルパーを派遣する育児支援ヘルパー事業、出産や病気などで一時的に育児が困難になったときに短期間お子さんをお預かりする子どもショートステイ事業等のサポートを行っております。また、妊娠中における虐待が疑われる場合には、特定妊婦としての見守りを行うほか、関係機関と連携を図りながら支援・介入していく体制を整えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成24年度の各事業別の件数と、それぞれの開設以来の増減の傾向と効果の認識について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 平成24年度における事業別の件数でございますが、来所相談が458件、電話相談が98件、メール相談が12件でございます。また、あそびの広場では大人と子供で6,790人、出張あそびの広場では大人と子供で2,339人の利用がそれぞれございました。そのほか、育児支援ヘルパーでは103世帯、400回の利用があり、子ども緊急ショートステイ事業では2世帯、6件の利用がございました。なお、開設以来の増減の傾向では、メール相談や育児支援ヘルパー事業は件数が増加しておりますが、その他の事業は横ばいの傾向でございます。いずれの事業におきましても、子育て支援を行うためのセーフティーネットであり、虐待の早期発見やさまざまな子育て支援策として有効な事業であると認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、市立病院における妊娠・出産や子育てのサポートの現状について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 市立病院の妊娠サポートにつきましては、助産外来において診療、超音波検査、保健指導などを行っております。出産につきましては、分娩の立ち会いは、従来配偶者のみに限っておりましたが、一定の親族にも拡大し、母親の安心を図ることといたしました。また、母親の入院時には、かねてより要望がありましたお子様の病室での面会も可能といたしました。また、退院後1週間を目安に、電話による状況確認のほか、母乳外来、育児相談などによる継続したサポートを行っております。

子育てサポートでございますが、地域や院内の小児科医師を初め、虐待サポートメンバーなどによる意見交換を行いながら、地域連携を図り、対応しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市立病院で出産された母親の育児相談における保健センターや子ども家庭支援センターなどの他機関との連携について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 市立病院では、妊娠初期から周産期における母親とのかかわりを通じ、育児に関する評価を看護記録に残しております。そういった中でお母さんのほうから育児に関して相談があった場合、これは保健センターとか子ども家庭支援センター等の関係機関に連絡したほうがいだろうという案件につきましては、母親の了解のもと、看護情報提供書という形をとりまして保健センター等の機関にお渡ししてその後のフォローアップをしているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、稲城市保健センターにおける妊娠・出産や子育てのサポートの課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 結婚・出産・子育て期に転入し、地域に知人が少ない中で、子育て情報をインターネット等に頼り、身近なところで相談できずに子育てで悩んでいる方が多いことが課題であると認識しております。このため、市では、インターネットなどの画一的な相談だけでなく、一人一人の個別性に合わせた相談や地域の実情に合わせた相談に応じられるように、母親学級、乳幼児健康診査事業など、各時期に応じた事業の中で丁寧に対応しております。電話等での相談にも随時対応できるようにしております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 身近なところで相談できずに子育てで悩んでいる方が多いことが課題であり、その対策について御答弁いただきましたが、私は、保健センターを核として、新米の母親同士が交流できる事業や、ベテランの母親たちと新米の母親たちが交流できる事業などの新たな事業に取り組むことを検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 新米の母親同士や、ベテランの母親たちと新米の母親たちが交流できる事業としての子育て事業支援であることから、子ども家庭支援セン

ターにおいて実施しておりますあそびの広場事業や各保育園の子育て事業などといったもので対応しているところでございます。保健センターでは、個人の状況に合わせた個別性の高い支援が必要な方につきまして、育児学級にお誘いし、個別の支援をさせていただいているところでございます。具体的には、多胎のお子様のふたごの会、お子様たちの発達を支援するためのきらきら学級、お母様のお気持ちを支援するための子育てグループなどがございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現状について御答弁をいただきましたが、さらなる拡充を期待しております。

(5)、稲城市子ども家庭支援センターにおける妊娠・出産や子育てのサポートの課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 核家族化や地域における人間関係の希薄化により、子育て中の家庭が孤立してしまい、子育てに関する不安や負担感を訴える方がふえております。特定妊婦の早期発見や早期対応などを行っていくことが重要であるほか、さまざまな相談内容にも対応できるよう、職員の資質のさらなる向上や、関係機関との連携強化が図られる体制づくりを充実していくことなどが課題として挙げられます。また、子ども家庭支援センターで実施しているあそびの広場、育児支援ヘルパー、緊急ショートステイなどの各種事業や、子ども家庭支援センターが子供と家庭の総合窓口としての場であることの周知を充実することも課題でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 子ども家庭支援センターにつきましては、第二保育園の建てかえにあわせて建物内に子ども家庭支援センター機能を有した相談窓口を設置し、相談支援体制を拡充・強化することになっておりますので、御答弁いただきました課題解決のための取り組みができるのではないかと考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 今後、第二保育園の建てかえにあわせまして、子ども家庭支援センター機能を有した相談窓口を設置してまいります。駅に近いといった市民の利便性の高い場所に新たに整備できるため、さらなる子育て支援の充実となるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、市立病院における妊娠・出産や子育てのサポートの課題について、市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 市立病院における妊娠・出産や子育てに関するサポートにつきましては、専門の医療職員がその方の状況に応じた対応をしておりますので、現在のところ課題と言うべき点はございませんが、病院が行うサポートであることから、医学的な内容をよりわかりやすく説明していかなければならないということを常に心がけてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平面ディスプレイやプロジェクターなどのデジタルサイネージを待合スペースに設置して、妊娠・出産や子育てに関する医学的な内容をわかりやすく提供することを検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） デジタルサイネージにつきましては、妊娠・出産・子育てに限ることなく、病院から発する情報を出すというツールとしてはよいものだと認識しておりますが、現在、病院では新たな設備投資につきましてはより慎重な検討を行っているところでございます。また、そういった中で、若干の商業を入れると初期投資のかからないものも現在あると聞いております。それらも含めまして、患者サービス向上の一環として、今後研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本庁舎1階の有料広告付きのモニターのように、経費節減と税外収入を確保しながら導入する方法もありますので、研究とはおっしゃらずに、患者サービスの向上のために速やかに実行されることを期待しております。

(7)、稲城市保健センターと稲城市子ども家庭支援センターと市立病院などの本市の関係部署が連携して、メールマガジンやツイッター、フェイスブックなどによる妊娠・出産や子育てに関する情報発信を行い、市内在住の妊婦や乳幼児の保護者へのサポートを強化するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 稲城市子ども家庭支援センターのホームページでは、市内で行われている子育てに関するイベント情報やメール相談を初め、保健センターと連携を図りながら、さまざまな子育てに関する情報発信を行っております。御質問のメールマガジンやツイッター、フェイスブックでございますが、メールマガジンは、特定の購読者への発信ツールとされており、またツイッターやフェイスブックは、厳格でない緩い情報発信または友達とのつながりをベースとしたコミュニケーションツールであり、そのやりとりを友達等へ公開する特徴があるものとされております。近年では、相談の性格が個別的なものとなっていることから、一人一人の個別性に合わせた相談や地域の実情に合わせた相談に応じられることが重要であり、新たなコミュニケーションツールの活用はなじみにくいのではないかと考えております。市といたしましては、妊娠・出産や子育てに関する情報発信方法としては、市ホームページによる相談事業の掲示等について、今後検討してまいります。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 市立病院では、これらに関する情報につきましては、具体的な講座を通じまして市民の方に発信しているところでございます。また、その周知につきましては、市広報や病院ホームページなどにより行っておりますが、御提案につきましては、ただいま福祉部長がお答えしましたとおり、今後検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 保健センター、子ども家庭支援センターや市立病院における妊娠・出産・子育てに関する相談事業につきましては、新米の母親たちの参

考になると考えますので、早期の実現を期待しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 項目番号7、用水路の整備について伺います。

老朽化した農業用水路を改修し、都市部における農業用水の確保と溢水被害の防止を図り、安全なまちづくりを推進していくとともに、利水・遊水・保水などの水路の持つ多面的な機能が最大限発揮されるよう、農業者と地域住民が一体となった保全と活用を推進するために、(仮称) 稲城市用水路整備計画を策定するべきであると考えます。

(1)、用水路整備の現状について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 用水路整備の現状についてでございますが、大丸用水には1号管堀から9号中野島用水堀の9本の幹線水路がございます。親水公園として整備した箇所もございますが、護岸の老朽化が著しい箇所や未整備の箇所もあり、幹線水路の合計延長約19.6キロメートルに対し、改修率は68%となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、今後の用水路整備における重要な視点について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 用水路整備における重要なポイントとしては、通水機能の確保はもちろんのこと、地域を浸水被害から守るため、護岸の維持補修を行うことにより治水と安全性の向上を図る必要があると考えております。また、市民が楽しめる親水機能と、生態系に配慮した整備も必要であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 各ポイントの優先順位について、市の認識を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 各ポイントの優先順位についてでございますが、まずは、地域を浸水被害から守るため、老朽化した護岸の補修が最優先であると考えております。次に、水路敷にゆとりのある幹線水路を整備する際には、水に親しめる空間づくりと、生態系に配慮した整備を行う必要があると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、今後の用水路整備における課題について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 用水路整備における課題でございますが、厳しい財政状況の中、護岸の維持補修を実施しながら用水路整備を実施していくためには、市単独以外に特定財源の確保が必要であると考えております。また、工事の時期が12月から3月までの減水期に限られてしまうため、単年度の工事量が限定されてしまうことでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 課題解決のための取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 課題解決のための取り組みについてでございますが、特定財源につきましては、平成24年度より、東京都農林水産部所管の小規模土地改良事業補助金を導入して、用水路の改修工事を行っております。平成26年度からは、老朽化した護岸の補修工事におきましても同補助金が導入できるよう、東京都に補助金の要望をしまいたいと考えております。単年度の工事量の制約につきましては、用水路の系統や利用状況の調査・調整を十分に行い、適切な工区設定や工期を設け、工事を実施してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、(仮称)稲城市用水路整備計画の策定について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 用水路整備計画の策定についてでございますが、昨年度、都の補助金を活用し、大丸用水補修工事調査を実施いたしました。その中では、補修が必要な箇所を調査・抽出し、損傷の程度や現地の状況などによりランク分けを行い、優先度の高いところから補修工事を行うこととした幹線水路の補修計画を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、都の補助金を導入し、護岸の補修作業を進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきました幹線水路の補修計画につきましては着実に進めていただきたいのですが、地域の浸水被害を防ぐための用水路の拡幅や、親水性と生態系に配慮した用水路整備など、用水路の持つ多面的な機能が最大限発揮されるような(仮称)稲城市用水路整備計画を策定し、本市の用水路と側道などのランドデザインを市民に公表するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 用水路の親水性や生態系に配慮した用水路整備についてでございますが、第四次稲城市長期総合計画の中で、水と緑のネットワークづくりとして、用水や公園・緑地、歴史的な資源などを生かした歩行者空間のネットワークづくりを進めることとしております。この中では、用水路の親水性に配慮した整備を計画しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 第四次稲城市長期総合計画の中で、現在の計画をもう一步進めて、用水路の持つ多面的な機能が最大限発揮されるような用水路と側道などのランドデザインが描かれることを期待しております。

項目番号8、矢野口の南多摩尾根幹線の自転車走行空間の整備について伺います。

私は、平成15年第4回稲城市議会定例会の一般質問において、安全かつ適正な自転車利用を促進するために、他の先進自治体の具体例を挙げて、自転車安全利用条例や小学生を対象とした自転車運転免許制度の制定を提案いたしました。その後、小学生

を対象とした自転車運転免許制度は制定され、毎年市内の小中学校で実施されていますが、本市における自転車安全利用条例の制定には至りませんでした。しかし、都議会公明党の積極的な推進により、東京都自転車安全利用条例が制定され、本年7月1日から施行されることになりましたので、この条例に基づいて、市民の安全かつ適正な自転車利用が促進されることを期待するものであります。

また、東京都における自転車問題の解決に向けての一連の取り組みの中で、平成24年10月に策定された東京都自転車走行空間整備推進計画に基づいて、通勤・通学時の自転車交通量が多く、事故の危険性が高い南多摩尾根幹線の多摩川原橋－南武線矢野口駅間において、車道への自転車レーンの設置や、歩道内における歩行者と自転車の通行区域の分離などによる自転車走行空間の整備を行い、歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間を創出するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 自転車は、子供から高齢者まで、日々の通勤・通学や買い物などで、手軽に利用されている交通手段でございます。また、地球温暖化など、環境問題に対する意識が高まる中、環境への負荷が小さい交通手段として見直され、さらに近年の健康志向の高まりとともに利用が拡大しております。御質問の南多摩尾根幹線の多摩川原橋－南武線矢野口駅間にかけては、緩やかな下り坂となっており、自転車の走行速度も上がる傾向にあると認識しております。本路線の歩道におきましては、矢野口駅にも近く、特に朝の通勤・通学の時間帯では多くの方が自転車を利用され、歩行者の通行の安全性を確保する必要があることから、自転車利用の実態調査や現地の交通環境を確認した上で、道路管理者であります東京都に対して、自転車走行空間の整備の要請を行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 東京都では、都議会公明党が平成23年第1回定例会以来、自転車の安全利用を徹底し、歩行者の安全を守るために、一貫して東京都自転車条例の制定を提案してまいりました。東京都は公明党の提案を受け、平成23年6月に自転車総合政策検討委員会を設置し、さらに平成24年5月には学識者や民間事業者、自転車利用者を含めた東京都自転車対策懇談会を設置して、9月には提言「自転車問題の解決に向けて」を提出しました。10月には東京都自転車走行空間整備推進計画を策定し、その後、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、本年7月1日から施行するとしています。平成24年第3回東京都議会定例会の一般質問で、公明党の斉藤やすひろ議員の質問に対し東京都技監は、「自転車は、都市内の有効な交通手段の一つであり、歩行者、自転車、自動車、それぞれの安全・安心を確保しながら、自転車走行空間の整備を進めることが重要であり、自転車レーンは、限られた車道幅員の中で、歩行者などと分離された自転車走行空間を確保できる有効な整備手法である」との認識を示した上で、「交通管理者と連携を図りながら、地域の実情を踏まえ、自転車レーンなど、誰もが安全で安心して利用できる自転車走行空間を積極的に整備してまいります」と答弁しています。

私は以前に、多摩川原橋－南武線矢野口駅間の南多摩尾根幹線の沿道の住民の方か

ら、通勤・通学時間帯に通行する自転車運転者のマナー違反について御相談を受けました。本市の管理課に相談したところ、直ちに東京都に連絡をとって、歩道上に自転車のスピード抑制の注意看板を設置していただきましたが、残念ながら自転車運転者のマナーの改善には至っていないようであります。

今月7日、衆議院本会議で改正道路法が可決成立し、悪質な違反を繰り返した自転車運転者に安全講習を義務づける制度の導入を追加しました。また、自転車は左側通行に限定することも盛り込みました。この改正道路交通法が施行されることにより、自転車運転者のマナーが改善に向かうことを期待するものであります。ハード面の整備が不可欠であると考えますので、東京都に対して強力に要請されることを望みます。再度御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 自転車の交通安全対策につきましては、自転車運転者が交通ルールを守ることが第一であると考えております。しかしながら、御質問のように、ハード面での整備も必要と考えられる箇所もございますので、自転車走行空間の整備について、実態を詳細に調査した上で東京都へ要請してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 実態を詳細に調査した上で東京都に要請して下さるとの御答弁をいただきました。よろしく願いいたします。早期実現を期待いたしております。

以上で私の一般質問を終わります。